

ヘスペリジン研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ヘスペリジン研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を株式会社林原研究開発本部内におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、ヘスペリジン類に関する基礎的および応用的な研究を進め、得られた成果についての発表、情報交換、社会に対する情報発信を行うことにより、ヘスペリジン研究の進歩普及を図り、もって我が国の農業、食品およびこれらに関連する産業の発展と国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) ヘスペリジン類に関する基礎的および応用的研究
- (2) 学術集会等の開催
- (3) 会員相互の情報交換
- (4) 関連する学会および専門誌との連携による研究成果の普及活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員等)

第5条 本会の会員は、大学および国公立の研究機関、官公庁に所属し、本会の目的に賛同して入会した個人とする。また、本会の目的に賛同して所定の手続きにより登録を行った法人も本会に参加できるものとし、登録は無料とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者および本会に参加登録しようとする法人は、所定の申込書を会長に提出しなければならない。

(会費)

第7条 本会会員の会費は、年額1,000円とする。

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の理由によって、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出しなければならない。また、参加登録した法人が登録を解除しようとするときは、登録解除届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉および信用を著しく傷つけたときは、理事会の議決を経て、会長が除名することができる。ただし、この場合にはその会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員等

(役員)

第11条 本会には、次の役員をおく。

- (1) 理事 5名以上10名以内（うち会長1名および副会長1名）
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第12条 理事（会長および副会長を含む）および監事は、理事会が推薦し、総会で選任する。

- 2 会長および副会長は、理事の中から互選する。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、この規約に定められるものの他、本会の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。また、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(役員任期)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員はその任期満了後も後任者が就任するときまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。ただし、この場合にはその役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

第5章 会議

(理事会の召集)

第16条 理事会は毎年1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があったときは、会長は、速やかに理事会を召集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

(理事会の議決事項)

第17条 理事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 事業計画および収支予算についての事項

(3) 事業報告および収支報告についての事項

(理事会の定足数および議決)

第18条 理事会は理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(総会の構成)

第19条 総会は、全会員をもって組織する。

(総会の召集)

第20条 通常総会は毎年1回会長が召集する。ただし、理事会が必要と認めたときは、会長は、速やかに臨時総会を召集しなければならない。

2 総会の議長は会長とする。

(総会の議決事項)

第21条 総会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) その他、本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数および議決)

第22条 総会は、会員現在数の過半数以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営には、会員の会費をあてる。また、本会の目的に賛同して拠出された協賛金をあてることができる。

(会計の管理)

第24条 本会の会計は、事務局が管理し、会費および協賛金は、銀行口座を開設して確実に保管する。

(事業計画および収支予算)

第25条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、事務局が編成し、理事会および総会の議決を経なければならない。事業計画および収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第26条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表等の決算に関する書類は、毎会計年度終了後、事務局が速やかに作成し、監事の監査を受け、理事会および総会の承認を受けなければならない。

2 本会の収支決算に余剰金があるときは、理事会および総会の承認を受けて、その全部を翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第7章 会則の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、理事現在数の3分の2以上の議決を得なければならない。

第8章 付則

(付則)

第29条 この規約は、平成21年7月1日より施行する。

2 第12条の規定にかかわらず、本会の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事 (会 長) 山下 静也
理 事 (副会長) 柳田 晃良
理 事 阿部 啓子、石田 均司
理 事 関谷 敬三、三島 康男
理 事 横出 正之、吉田 康一
監 事 荒井 秀典、中井 雄治

(平成21年 7月 1日施行)

(平成21年11月30日改定施行)

(平成24年 2月 1日改定施行)

(平成26年 9月 1日改定施行)

(平成28年 4月 1日改定施行)

(平成29年 4月 1日改定施行)